

体調に異変を感じたら

～適切な検査、療養を!～



65歳以上の方や基礎疾患がある方、お子さん、妊娠している方へ
体調に異変を感じたら医療機関を受診してください

新型コロナの診療・検査が可能な医療機関に関する情報はこちら



症状が軽いなど、医療機関を受診せず、
自宅で速やかに療養を開始したい方へ

- ① 症状を確認! 解熱剤・咳止め薬等の所持状況を確認!
- ② 抗原定性検査キットを用いてセルフチェック!

【陽性だった場合】

陽性者登録センターから登録を行うことで、
速やかに自宅等で療養を開始することができます。

【陰性だった場合】

基本的な感染予防対策を継続しましょう。



・購入時に薬剤師から使い方などについて説明があります。



・「医薬品」との表示はありません
(注) ○×は承認の有無を示します。

検査キットは国が承認したキット(※)を使いましょう!
(※)【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】と表示されています。

検査キットは、県内の薬局などで販売されています。(令和4年9月27日現在 120か所)
取扱いのある薬局は、県薬剤師会ホームページから御確認いただけます。
お買い求めの際は、事前に薬局へ連絡ください。
また、インターネットでも購入可能ですので、ご自身で検索してください。



宮崎県薬剤師会
ホームページ
(ホームページ内の一覧表はPDFで表示されます)

陽性者登録センターを利用し速やかな自宅療養を

(医療機関を受診して診断を受けた方は、陽性者登録センターへの登録の必要はありません)

【登録センターはこんな方が対象です】

- ・ 症状が軽いなど、医療機関を受診せず、自宅で速やかに療養を開始したい方
 - ✓65歳未満の方
 - ✓重症化リスクを有しない方(基礎疾患のない方)
 - ✓妊娠していない方

宮崎県陽性者登録センター
登録フォームはこちら



宮崎県陽性者登録センター：0570-089-050

【登録センターでの診断までの流れ】

- ・ 陽性者登録センター案内ホームページ内の登録フォームへアクセス
- ・ 氏名や連絡先、陽性判定となった検査キットの写真データなどを登録

【登録センターでの診断後に受けることのできるサービス】

- ・ 療養期間中の健康状態の相談に24時間対応
- ・ 受診が必要な方や体調が変化した方には医療機関を紹介
(医療機関への連絡や予約などはご自身で行っていただきます)
- ・ 療養期間中の食料調達が困難な方への食料支援

陽性だった方へ

～自宅療養中に気をつけること～

療養期間は何日？

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
自宅療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛 (発症日を0日目として7日間)							療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粛				抗原検査キット陰性		療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底			

令和4年9月26日時点

療養中の過ごし方

- ✓原則、外出は自粛してください。
- ✓症状軽快してから24時間がたった場合は生活必需品の買い出しなど必要最低限の外出は可能です。ただし、公共交通機関の利用を避け、自主的な感染予防対策を徹底してください。
- ✓自宅療養中に災害時の避難が必要となった場合は、専用避難場所を案内しますので、早めにお住まいの市町村へ連絡をお願いします。

体調が悪化した場合

すみやかに宮崎県フォローアップセンター（0120-890-099）に連絡、相談してください。

療養解除後の注意点

療養が解除になっても、症状がある方は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがありますので以下の点に御注意ください。

- ✓検温など自身による健康状態の確認
- ✓高齢者等ハイリスク者との接触、医療機関や高齢者施設等への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

濃厚接触者の方へ

～待機期間中に気をつけること～

自宅待機期間は何日？

※同居者は原則濃厚接触者に該当します

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
最終接触	通常	自宅待機							検温など自主的な感染予防行動の徹底	通常生活
	抗原キット使用の場合	自宅待機			検査陰性確認1回目	検査陰性確認2回目 (※陰性の場合解除可)	検温など自主的な感染予防行動の徹底			

待機期間中の注意点

- ✓待機期間中、不要不急の外出を避け、マスクなどの感染対策に十分注意してお過ごしください。
- ✓待機期間中に発熱等の症状が見られた場合は、医療機関を受診するか、症状等に応じて検査キットを用いた自己検査を行ってください。